

## 議案第 38 号

### 差押債権取立請求事件に関する訴えの提起について

差押債権取立請求に応じない者に対し、下記のとおり差押債権取立請求訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 4 日提出

市川市長 村 越 祐 民

#### 記

#### 1 訴えの相手方

千葉県市川市八幡 3 丁目 29 番 26 号

有限会社巴企画

取締役 芝田 中

#### 2 訴えの趣旨

法人市民税等の徴収のために差押えをした債権の取立てについて、第三債務者である相手方がその支払に応じないため、相手方に対し、39,495,000 円及びその遅延損害金を支払うよう請求する旨の訴えを提起するものである。

#### 3 訴訟進行の方針

本件訴えの進行上特に必要がある場合には、訴えの追加その他の変更をすることができるものとする。

## 理 由

法人市民税等の徴収のために差押えをした債権の取立てについて、その支払に応じない第三債務者に対し、その支払等を請求する訴えを提起するため、提案するものである。